

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

(省令第67条の規定により知事が技術基準審査の事務を行わせる者)

第3条 省令第67条に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の58第1項の登録を受けた者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者は、建築基準法第77条の21に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）とする。

(認定申請書の添付図書)

第4条 法第3条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第64条第1項から第3項に定めるもののほか、認定申請書に次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出するものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる図書にあっては、申請をしようとする際、工事監理者が確定しているときに限る。

- (1) 特例畜舎等以外の畜舎等に係る畜舎建築利用計画が法第3条第3項第4号に適合するものであることについて、指定確認検査機関の審査を受け、全ての技術基準に適合することを証する書類（以下「適合証」という。）の交付を受けたときは、当該適合証。
- (2) 設計者及び工事監理者の所属する建築士事務所について、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により建築士事務所の登録を受けていることを証する登録通知の写し又は登録証明書。
- (3) 設計者及び工事監理者に係る1級建築士免許証若しくは1級建築士免許証明書、2級建築士免許証若しくは2級建築士免許証明書又は木造建築士免許証若しくは木造建築士免許証明書の写し。
- (4) 特例畜舎等（3,000㎡以下の畜舎等）の認定申請については、要綱第6条に規定する消防への事前確認を証する書類。

2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 省令第64条第1項第1号又は第2号のロに規定される住民票の写し若しくは個人番号カードの写しを提出する場合にあっては、個人番号が表示されない状態で提出するものとする。

4 第1項ただし書の規定により、同項第2号及び第3号に掲げる図書を知事

に提出していない者にあつては、工事監理者が確定したときに、省令第73条第2項の規定により知事に届出書を提出するものとする。

(接道の認定)

第5条 省令第48条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第1号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、法第3条第1項の規定による認定の申請又は法第4条第1項の規定による変更の認定の申請の前に、知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第64条第1項第3号に掲げる図書
 - (2) 敷地の周辺の道路その他空き地の状況を示した図面
- 2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
- 3 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしたときは、様式第2号による通知書に、前項の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 知事は、省令第48条第2項の規定による認定をしないときには、様式第3号による通知書を申請者に通知するものとする。

(消防への事前相談)

第6条 法第3条第1項の申請において、特例畜舎等(3,000㎡以下の畜舎等)の建築を計画する者は、畜舎建築利用計画2の(2)に記載される工事施工地又は所在地を管轄する消防署等へ事前に相談し、確認を示す書類を受け取るものとする。

(申請の取下げ)

第7条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定、法第6条第2項ただし書の規定による認定又は省令第48条第2項の規定による認定を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告等)

- 第8条 省令第91条に規定する知事が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 工事完了届の提出があつた日以後最初の報告 工事完了届の提出があつた日の翌年度から起算して5年を経過する年度の9月1日
 - (2) 前号以外の報告 前回報告を行った日の年度から起算して5年を経過する年度の9月1日

(建築等又は利用の取りやめ)

第9条 認定計画実施者は、認定を受けた畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

(仮使用の認定に係る知事が必要と認める図書)

第10条 省令第76条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、指定確認検査機関が安全上、防火上、避難上支障がないと認める証明書とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

接道認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の概要

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名：
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地：
- (3) 連絡先：

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
 - ①幅員：
 - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 敷地面積
 - ①敷地面積：
 - ②省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率：
 - ③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：
- (5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

①建築面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)

②建蔽率：

(8) 床面積：(申請部分 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 m²)

(9) 申請に係る畜舎等の数：

(10) 工事着手予定年月日：

(11) 工事完了予定年月日：

(12) 備考

5 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造：造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

様式第2号（第5条第3項関係）

接道認定通知書

認定番号第 号

認定年月日 年 月 日

殿

兵庫県知事

印

年 月 日付で申請のあった認定については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき認定しましたので、兵庫県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律における実施要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

接道不認定通知書

年 月 日

殿

兵庫県知事

印

年 月 日付けで申請のあった認定については、下記の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

〔教示〕

この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

取下げ届出書

年 月 日

兵庫県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類
法第3条第1項の認定
法第4条第1項の変更の認定
法第6条第2項ただし書の規定による認定
省令第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日：
- 3 取下げの理由：
- 4 備考：

様式第5号（第9条関係）

取りやめ届出書

年 月 日

兵庫県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由：
- 4 備考：